

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
泉崎村	太田川地区	令和4年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	26.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.3ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>この地域は、山間部に水田が多く存在し、令和元年台風19号により甚大な被害を受けた地域である。用排水路の整備を望む農家が多く、山際のエリアでは基盤整備の計画をして大区画を望む一方、広域でイノシシ対策を望む声も多い。農作業の作業効率を上げるように、農用地は原則、中間管理機構へ貸し出し、農地集約化を実施したい。また、この地域では担い手不足が深刻な問題となっているため、今後について話し合いを行う。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中心経営体である認定農業者、基本構想水準到達者が担うことにより対応していく。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、284筆、366,576㎡となっている。 また、売渡等の意向が確認された農地は93筆、99,640㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 太田川地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、太田川地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について話し合う。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 水稲は基幹作物とし、そ菜類の複合経営を行い、特産物品としてハトムギ、トマト、キュウリ、ブロッコリー、大豆、そばの生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 台風からの水害を防止するため、流出場としての洪水貯留機能や非常洪水時の氾濫水の貯留機能を含む水田地帯に取り組む。</p>